

# 図書寮本類聚名義抄における

## 玄応一切経音義の標出語の摂取法について

山 本 秀 人

### 目 次

- 一、問題の所在
- 二、検討対象とする用例の選定について
- 三、玄応音義の巻による検討
- 四、玄応音義における標出語の出現回数、種類数による検討
- 五、瑜伽師地論の語との関係について
- 六、今後の課題

### 一、問題の所在

図書寮本類聚名義抄において、注文の出典の中で最も引用数の多いのは、玄応一切経音義である。<sup>(1)</sup> しかも図書寮本名義抄は、玄応音義の注文を基本的には総て採録する方針であったと見られる。<sup>(2)</sup> この事より、図書寮本名義抄の注文において玄応音義は、基盤的位置を占めていると言い得よう。一方、標出語についても、玄応注を引用する項の場合、その大多数は玄応音義に拠っていると見られる(少くとも大多数が玄応音義に一致している)。<sup>(3)</sup> 従って、標出語においても、玄応音義の占める位置は相当に大きいと言えよう。但し、図書寮本名義抄が玄応音義を引用する場合には、注文と標

出語との関係について次のような問題がある。

例えば、

〔図〕 讌會广云又作宴燕同才應又十飲、樂、小會、フ脱應升堂曰一益云設、〔言部八二頁〕

〔玄〕 讌集又作宴燕二形同於應反小會也、國語親戚宴實達曰不脱應升堂曰宴〔響〕は「饗」、「實達」は「賈達」の誤（卷二十二・六〇四頁）

讌會又作宴燕二形於應反讌飲也樂也小會也（二形）の下「同」脱（卷一・三六頁）

では〔図〕、〔玄〕は夫々図書寮本名義抄、玄応音義を示す。以下用例等について同様の表示を行う）、図書寮本名義抄の「讌會」において「广云」として引用された玄応注は、玄応音義の卷一の「讌集」と卷二十二の「讌會」との両項に共通して存する注と、夫々の項に独自に存する注とを取合せて引用しているが、標出語は、二者の内「讌會」のみを掲げ、「讌集」は掲げていない。これは、玄応注がいずれも、二者の標出語に共通して含まれる单字、「讌」に対するものである点が関わっている。玄応音義においては、右の「讌集」「讌會」における「讌」字に対する注の如く、共通する被注字に対する单字注を掲げる異なる標出語が、複数種掲出されている場合が少なくなく、その場合には、図書寮本名義抄は右の如く、注文はそれらを合せる形で引用し、標出語はその内のいずれか一つを選択して掲げるという原則がある。図書寮本名義抄における玄応注を引用する標出語では、この種のものゝ相当数を占めており、このような場合、図書寮本名義抄が玄応音義の標出語を選択するに際して、どのような判断によつてその標出語が選択されたのが、図書寮本名義抄の成立を考ふる上で、一つの重要な問題となるう。

〔図〕図書寮本名義抄の成立に関しては、注文の引用法については、特にその出典に注目しての先行研究が比較的多く成されてお<sup>(6)</sup>り、成果も上げられているのに比して、標出語の採録法や出目については、必ずしも解明が進んでいるとは言い難い。これは、注文には原則として出典の明示があり、右述の如くそれに注目した研究が行い易いのに対して、標出語には出自の明示は、少くとも直接には無く、どの文献からどのように採録されたのかを、特定し判定して行くことが困

難であることが、一因となつていようかと思われる。しかしながら、上述の如く、図書寮本名義抄の標出語において玄応音義が大きな位置を占めていると見られる以上、上の問題は避けて通れず、また図書寮本名義抄の標出語の性格を考える上でも、重要な問題の一つと考えられる。

本稿では、以上のような認識に立ち、図書寮本名義抄における上掲例の如き標出語について、玄応音義のどのような標出語が選択されているのか、究明したい。

なお、図書寮本名義抄において標出語が選択して掲出されるという状況は、一つの標出語について例えば慈恩撰書と玄応音義との注文が引用されるなどという場合において、これら異なる出典の間についても生じ得る。これについては、慈恩撰書（法華経音訓・法華経玄贊）、玄応音義、中算法華経釈文、真興大般若経音訓を注文に引用する標出語を中心に、先に検討を行った所である。<sup>(9)</sup> その結果、次のような傾向が明らかになった。

- (a) 注文採録の優先順位<sup>(9)</sup>に依じて標出語もほぼ慈恩撰書（法華経音訓・法華経釈文）、玄応音義、中算法華経釈文、真興大般若経音訓の順位で採録されている。
- (b) 慈恩撰書と玄応音義とに関しては、玄応音義の卷六は法華経の音義であり、その標出語は殆ど慈恩撰書と重複するため（注文も殆ど重複）、結果的に玄応音義卷六の標出語は比較的良く採られることになっている。
- (c) 玄応音義と真興音訓については、玄応音義に複数種の標出語が存する場合、真興音訓と共通する標出語が採られることが比較的多かったと推定される（真興が玄応よりも優先されて玄応に存しない標出語が採られる例も少数ながらある）。
- (d) 明憲撰書（成唯識論の音義乃至注釈書と見られる）によると考えられる成唯識論中の語が、玄応、中算、真興よりも優先して採られている例もある（明憲注<sup>(10)</sup>の引用自体多くないため用例数はさほど多くない）。
- (e) 以上の諸点は、法華経、大般若経、更には成唯識論に出現する語が、比較的優先して標出語として掲げられている

るとも見得る。

本稿においては、右の点を念頭に置いた上で、更に玄応音義内部について標出語の選択がいかに行われているかを検討する必要がある（特に右の(b)(c)は本稿の問題にも直接関わる）。

## 二、検討対象とする用例の選定について

図書寮本名義抄が、玄応音義中の、共通する被注字を含む複数種の標出語のいずれかを選択して掲出する場合、上掲「譙會」の如き例がその典型的なものであると言つて良い。しかし実際には種々のバラエティが存するうえ、図書寮本名義抄と玄応音義との間における標出語と注の対応関係に種々の複雑な要素を含む例も少なくない。そこで、本稿の検討を比較的簡潔なものとするために、以下のような、用例の選定を行う。

(イ) 玄応の单字注を引用する図書寮本名義抄の標出語の内、上掲例の、

(1) 〈玄〉譙會② 譙集① → 〈図〉譙會(82)

の如く(1)は挙例の通し番号。〈玄〉の丸数字は巻、〈図〉の数字は頁を表す。以下同様の表示法による)、玄応音義の複数種の標出語から図書寮本名義抄がその一種のみを採る対応の例を対象とする。<sup>(11)</sup>その場合、

(2) 〈玄〉辞訣⑨⑬ 長訣⑦ 訣辞⑳ → 〈図〉辞訣(99)

の如く、図書寮本名義抄が選択した標出語が玄応音義中に二回以上掲出されている例も対象に含める。

(ロ) 玄応音義の三種以上の標出語から図書寮本名義抄が二種(以上)を掲げている場合は、原則として対象から除外する。但し、例えば、

〈図〉襲師異上決云習上・广云凡師輕曰掩其フ備、又徒戰曰、(衣部三三六頁)

一襲广云史記賜衣一音衣  
一檀(一丹)復具為一(同右)

図書寮本類聚名義抄における玄応一切経音義の標出語の擷取法について

〈玄〉 襲襲古文戲摺二形同辭立反左傳凡師輕曰襲注云掩其不備也又云夜戰曰襲 (「夜」は「徒」の誤 (卷一・五七頁))

(卷十五にも「掩襲」あり)

襲師古文戲同辭立反左傳凡師輕曰襲師輕曰襲掩其不備也 (卷二十二・六四二頁)

襲績古文戲同辭立反襲重 襲受也廣雅襲及也亦合也仍也 (卷五・四〇五頁下)

還襲古文戲同辭立反襲重也同也受也合也及也 (卷十・一八四頁)

(ほか卷十三「應襲」あり右二条の注文に近し、卷二十「襲持」あり以上の注文の大部分を掲ぐ)

一襲立反史記賜衣一襲音衣禪復具一襲禪音丹 (卷十八・五一二頁)

は、図書寮本名義抄と玄応音義との注文の対応からして、

(3) 〈玄〉襲師<sup>22</sup> 掩襲<sup>15</sup> 襲績<sup>5</sup> 還襲<sup>10</sup> 應襲<sup>13</sup> 襲持<sup>20</sup> ↓ 〈図〉襲師<sup>(336)</sup>

(4) 〈玄〉一襲<sup>18</sup> ↓ 〈図〉一襲<sup>(336)</sup>

の別々の二つの対応関係が見出され、前者「襲師」の対応については、(イ)の例と見做して対象に含める(後者「一襲」の対応は一種対一種であるので対象とはならない)。他の同様例もこれに従う。しかし注文が相互に交差していて、右のような別々の対応関係に分離して捉えることが困難な場合は対象としない。

(イ) 図書寮本名義抄の(イ)の採録法による標出語であっても、例えば次の「潘澱」や「誘誑」の如く、上接字、下接字の両者夫々に対して玄応注が引用されているものは、対象から除外しておく。

〈図〉 潘澱上云一翻甘汁、一浙米汁、江北名泊江南名一文飯糲非 玉云米汁、アフル (水部三八頁)

〈図〉 誘誑上西・茲云一略・弘云一略・江東呼為誑(魚斬)論澁(一)殿非・玉云澤、 (言部九四頁)

これは、上接字又は下接字のみについて玄応注が掲げられる場合とは同列に扱えない面があると思われるためである。因みに、右の「潘澱」「誘誑」の玄応音義と図書寮本名義抄との対応関係は、

(5) へ文 潘澗⑨ 米潘⑬ 潘中⑯ 藍澗⑮ → へ文 潘澗(38)

(6) へ文 誘誦⑦⑫⑯ 勸誦③④⑤ → へ文 誘誦(94)

となつている(傍線は被注字を表す)。なお、図書寮本名義抄において上接字、下接字の夫々について注文が掲げられている標出語であつても、玄応注が上接字又は下接字に対してのみの場合は対象に入れる。

(二) 玄応音義よりも注文引用の優先順位が上位の出典によつて玄応注と重複する注文が先に引用されたため、結果的に玄応注が全く引用されていない標出語については、先の、出典間における標出語の選択について検討した拙稿(注

(3) 拙稿)では玄応注が引用されている標出語と同列に扱つたが、本稿では以下の理由により、対象から除外する。

本稿で具体的問題となる例はいずれも慈恩注を引くものであり、その殆どは、第一節(b)に掲げた事情から、図書寮本名義抄が慈恩法華経音訓と玄応音義卷六とに共通する標出語を掲げる例であつて、先の拙稿によつてその標出語が採られる理由が判明しているので、繁を避けて除外する(但し適宜言及する)。

(b) 以上の外にも複雑な対応の様相を示すものは適宜除外する。

以上により、検討対象となる図書寮本名義抄の標出語は、全部で22例となる。以下、この22例について検討を行う。<sup>(13)</sup>

### 三、玄応音義の巻による検討

まず、玄応音義の巻によつて、採録される度合に違いがないかどうか見てみる。玄応音義の巻は、上述の巻六の法華経のように一卷に一つの經典の音義のみを収めるものから、一卷に多くの經典の音義を収めるものまでがあり、巻別に見ることは一つの便宜的視点に過ぎないとも言えなくもないが、玄応音義では經典の排列がその經典の種類によつて分類して行われているというところがあるので、強ち便宜的視点のみとも言えない。検討対象とした図書寮本名義抄の標出語22例について、その取捨選択の対象となつた玄応音義の標出語を、(A)図書寮本名義抄に採られているものと(B)採られ

ていないものと分けて、巻別にその数を調べたのが〈表1〉である。

〈表1〉

	玄応音義の巻	(A) 図書寮本名義抄に採られている標出語	(B) 図書寮本名義抄に採られていない標出語
合計 (A)+(B)			
31	①	14	17
40	②	27	13
31	③	21	10
35	④	15	20
40	⑤	14	26
12	⑥	9	3
28	⑦	8	20
27	⑧	9	18
19	⑨	9	10
29	⑩	14	15
31	⑪	18	13
37	⑫	18	19
30	⑬	9	21
28	⑭	8	20
22	⑮	8	14
21	⑯	6	15
37	⑰	5	32
29	⑱	9	20
26	⑲	11	15
30	⑳	8	22
18	㉑	6	12
49	㉒	29	20
29	㉓	9	20
16	㉔	7	9
25	㉕	10	15

例えば上掲の(1)「譙會」については、図書寮本名義抄に採られている巻二十二「譙會」が〈表1〉の巻二十二(A)欄の29例の1例として計上されており、採られていない方の巻一「譙集」は巻一(B)欄の17例の1例として計上されている。同様に上掲(2)「辞訣」についても、採られていない巻九、巻十三の「辞訣」が〈表1〉の巻九、巻十三の両者の(A)欄の用例数に計上されており、採られていない巻七「長訣」、巻二十「訣辞」は巻七、巻二十の夫々の(B)欄の用例数に計上されている。〈表1〉はこのような方式で、巻別に標出語の数を数えたものである。

一見して明確な偏りは見られないものの、(A)採られている用例数の多い巻として、巻二十二、次いで巻二、巻三が指摘される。尤も巻二十二は、(B)採られていない方の用例数も少いとは言いが、全巻を通して(B)の数が(A)よりも多い巻が多いことを考えれば、やはり注目して良からう。

巻二十二は瑜伽師地論、巻二は大般涅槃經、巻三は摩訶般若波羅蜜經など十經(いずれも般若經の類)である。この内巻二十二の瑜伽師地論は、成唯識論と共に法相宗の根本的經典であり、図書寮本名義抄の編者が法相宗の僧侶であると考えられることに関係があるとも見られる。この事については改めて後述する。なお、玄応音義には成唯識論(玄奘訳)

の音義は収められていない（大般若経も同様）。

因みに、第二節(二)に述べた、玄応注が表面上に現れていない例をも加えて考えると、法華経の音義である卷六の数値は(A)18、(B)4となり、先の拙稿で判明した傾向がここでも再確認されることになる。なお、同様に数え直すと、卷二は(A)27(変らず)、(B)17、卷三は(A)21(変らず)、(B)13、卷二十二は(A)30、(B)20(変らず)となり、卷二、卷三の(B)がもう少し多くなる。

一方、逆に(B)採られていない用例数が最も多いのは卷十七であり、(A)の数値と比較しても、全巻を通じて最も採られていない巻となる。卷十七は小乗論として阿毗曇毗婆沙論など九論の音義が収められている所であり、何らかの理由が存するかも知れない。

ところで、へ表1の数值は、述べた如く玄応音義の巻別に、採られている標出語と採られていない標出語との数を夫々合計したのみのものであるので、例えば上掲(1)「讌會」や(3)「襲師」のように玄応音義に一回しか登場しないものも、(2)「辞訣」のように二回登場するものも区別はされない。また、「讌會」のように二種の標出語から一種が採られているものも、「襲師」のように六種から一種が採られているものも区別されない。玄応音義におけるその標出語の出現回数や、標出語の種類数などを一々加味して検討を行うことは、パターンが多種多様となるため困難であるが、若干これらの点を考慮した検討を、次節にて行ってみる。

#### 四、玄応音義における標出語の出現回数、種類数による検討

##### (1)

図書寮本名義抄の検討対象22例の標出語を玄応音義と対比しつつ一覧すると、上掲(2)「辞訣」のように、玄応音義において二回以上出現する標出語が採られている場合が、巻には特に関わらず概して多いことに気がつく。そこで、検討

対象全22例の内、その取捨選択の対象となつた玄応音義の標出語の中に、二回以上出現するものを含む場合のみを取上げて、図書寮本名義抄の採録状況を見てみる。このケースとなるのは全部で76例であり、この中には、図書寮本名義抄に採られている「辞訣」のほか、上掲(3)「襲師」も、採られていない「掩襲」が玄応音義中に二回出現するので含まれることになる。この76例には、玄応音義において同一の標出語が最多で六回出現するものまでが存する。これら玄応音義において二回以上出現する標出語について、その出現回数別に、「辞訣」のように(C)図書寮本名義抄に採られているものと、「襲師」に対する「掩襲」のように(D)採られていないもの(即ち出現回数一回の方が採られているもの)との数を調べたのが〈表2〉である。なお、二回以上出現する標出語が二種存する場合(8例あり)は除外している。<sup>(15)</sup>

〈表2〉

		玄応音義における掲出回数					
		2回	3回	4回	5回	6回	合計
(C)	<small>図書寮本名義抄</small> に採られているもの	32	10	6	0	1	49
(D)	<small>図書寮本名義抄</small> に採られていないもの	14	5	0	0	0	19
合計 (C)+(D)		46	15	6	0	1	68

〈表2〉の中で、例えば玄応音義における出現回数二回で(C)採られているものでも、更に細かく見れば、

(7) 〈玄〉横池①⑤ 潢水⑰ → 〈図〉潢池(28)

のように、玄応音義における他の標出語が一種のものもあれば、

(8) 〈玄〉射塚①⑨ 无塚① 之塚⑦ 寶塚⑫ → 〈図〉射塚(218)

のように二種以上(右では三種)のものもあり、一様ではない。しかしいざにしても、この表より、玄応音義に二回以上出現する標出語は、図書寮本名義抄が採る場合が圧倒的に多いことが判る。特に四回以上出現する標出語は、総て採

られている。次に四回出現、六回出現の例を一例ずつ掲げておく。

(9) 〈玄〉沮壞①②③⑩ 沮教⑧ 沮屈⑬ → 〈図〉沮壞(24)

(10) 〈玄〉漑灌①②③⑩⑭⑲ 漑之⑱ 漑鹿⑳ → 〈図〉漑灌(9)

また〈表2〉で除外した8例も、その内の2例は、

(11) 〈玄〉憤吏②③⑥⑭⑲⑳ 曹憤④⑵ 憤亂⑧ → 〈図〉憤吏(25)

(12) 〈玄〉挺埴①⑩⑬⑲⑳ 和埴⑫⑬ 繕埴⑱ → 〈図〉挺埴(25)

のように、より出現回数が多い方が採られている。残りの6例の内5例は、

(13) 〈玄〉皺褊⑱⑳ 細褊⑭⑯ 褊縫⑮ 百褊⑰ 褊皺⑱ → 〈図〉皺褊(338)

(14) 〈玄〉凌蔑⑳㉑ 凌傷③⑨ 凌侮⑳ → 〈図〉凌蔑(38)

の如く、出現回数が同じ標出語が二種存する例であるが(右のほか三回ずつ出現の例もあり)、いずれも出現回数一回の標出語(13)では「褊縫」以下、(14)では「凌侮」もあり、少くともその一回の方は採られていない。<sup>(16)</sup>なお他の1例は、各二回出現の標出語が二種存するのみでその一つを採るものであり、出現回数は問題にならない例である。

以上のように、第三節で検討した巻別の出入りとはまた別に、玄応音義における出現回数が多い標出語ほど、図書寮本名義抄に良く採られる傾向の強いことが判明する。

(2)

図書寮本名義抄において玄応音義の標出語のいずれかが選択して採られる際の要因として、もし、玄応音義の巻も多少なりとも関わりがあり、一方玄応音義における出現回数も少からず関わりがあるとすれば、次元の異なるこの二者の関係をどう考えれば良いであろうか。そこで、先の〈表1〉の(A)図書寮本名義抄に採られている標出語の巻別用例数を、(E)玄応音義において二回以上出現するもの、即ち他の巻にも出現するものと、(F)玄応音義において一回のみ出現するもの

の、即ちその巻にしか出現しないものとに分けて、用例数を掲げると(表3)のようになる。(G)田欄については後述。

これを見ると、(表1)において比較的採られる標出語が多いと見られた巻二十二、巻二、巻三の内、巻二、巻三については、(E)玄応音義において二回以上出現するもの、即ち他の巻にも出現するもの<sup>(17)</sup>の数が、全巻の中で最も多いことが判る。巻二、巻三になぜ(E)が多いのかは(次いで巻十<sup>(18)</sup>が多い)、今すぐに判断は出来ないが、巻二、巻三の(F)一回のみ出現のもの、即ちその巻にしか出現しないものは、他の巻と比べてもさほど多いとは言えない数値であることが判る。一方、巻二十二については、(E)二回以上出現のものも巻十に次いで多く決して少なくはないが、(F)一回のみ出現のもの、即ち巻二十二にしか出現しないものについて見ると、(表1)(A)の結果よりも一層他の巻に差をつけて良く採られていることが判る。<sup>(19)</sup>全体に亘りあまり大きな数値ではないので必ずしも明確なことは言い難いが、右より、巻二十二の標出語は、玄応音義全巻における出現回数に拘らず比較的良く採られる傾向があると見られよう。

(表3)

	玄応音義の巻			
(E)(Aの内)玄応音義に二回以上出現する標出語が採られているもの	9	15	12	①
(F)(Aの内)玄応音義に一回のみ出現する標出語が採られているもの	5	12	9	②
(G)(Fの内)三種以上の標出語の中から採られているもの	2	5	5	③
(H)(Gの内)四種以上の標出語の中から採られているもの	0	1	3	④
	1	5	4	⑤
	3	5	4	⑥
	1	4	4	⑦
	1	5	4	⑧
	0	2	4	⑨
	1	3	4	⑩
	1	1	5	⑪
	1	1	4	⑫
	1	1	3	⑬
	3	6	9	⑭
	1	6	12	⑮
	0	2	4	⑯
	1	2	2	⑰
	1	2	6	⑱
	0	1	4	⑲
	1	3	3	⑳
	1	1	6	㉑
	1	2	4	㉒
	0	1	5	㉓
	1	2	3	㉔
	9	11	19	㉕
	1	1	4	㉖
	2	2	2	㉗
	1	2	4	㉘

なお、(表3)(F)の数値は、例えば上掲(1)「謙會」のように二種の標出語より一つが採られるものも、上掲(3)「裏師」

のように六種の標出語より一つが採られるものも、一括された数である。そこで、取捨選択の対象となる、玄応音義の標出語の種類数にも注目して、(F)の内、(G)三種以上の標出語の中から採られているもの、更にその(G)の内、(H)四種以上の標出語の中から採られているものの数をも、〈表3〉に掲げてみた。すると、卷二十二の(G)は11例、(H)は9例と、明らかに突出しており、卷二十二の標出語は多種の標出語の中にあっても採用される傾向が強いことが判る。卷二十二の(H)の内、六種以上から採られている例(3)「襲師」以外)を掲げておく。

- (15) 〈玄〉振恤<sup>22</sup> 撫恤<sup>5</sup> 綏恤<sup>5</sup> 給恤<sup>9</sup> 恤民<sup>11</sup> 經恤<sup>15</sup> 不恤<sup>19</sup> → 〈図〉振恤(26) (七種より選択)
- (16) 〈玄〉激湍<sup>22</sup> 湍浪<sup>4</sup> 波浪<sup>13</sup> 上湍<sup>16</sup> 水湍<sup>20</sup> 湍洄<sup>23</sup> → 〈図〉激湍(15) (六種より選択)
- (17) 〈玄〉止慙<sup>22</sup> 停慙<sup>1</sup> 慙駕<sup>2</sup> 慙止<sup>15</sup> 慙息<sup>19</sup> 慙无<sup>25</sup> → 〈図〉止慙(26) (六種より選択)
- (18) 〈玄〉纒入<sup>22</sup> 纒出<sup>17</sup> 纒有<sup>5</sup> 纒得<sup>15</sup> 纒取<sup>23</sup> 身纒<sup>24</sup> → 〈図〉纒入(310) (六種より選択)

右のような卷二十二の状況は、やはり同巻が瑜伽師地論の音義であることに関わりがあると思われる。

## 五、瑜伽師地論の語との関係について

### (1)

これまで、玄応音義に掲出される回数が多い標出語ほど図書寮本名義抄に良く採られる傾向が強く、その一方で、瑜伽師地論の音義である玄応音義卷二十二の標出語も比較的良く採られていることを述べた。これは、簡単に解釈すれば、比較的多くの經典に出現する語が良く採られると共に、瑜伽師地論に出現する語は相当に重視されたということになるうかと思われる。そこで、瑜伽師地論に出現する語という点に注目して、本稿の検討対象とした図書寮本名義抄の標出語22例の内、玄応音義卷二十二に掲載されているものも掲載されていないものも含めて、瑜伽師地論(百卷)に出現する語がどれほど存するかを調べてみた。これに、先の拙稿で、玄応音義の標出語の内で比較的良く採られるとした(本稿第

一節(a)～(e)参照)、大般若経(六百卷)、法華経(七卷)に出現する語を加え、更に成唯識論(十卷)に出現する語をも加えて、これらを一覧表にして掲げると次のようになる(瑜伽師地論〔瑜〕、大般若経〔大〕、法華経〔法〕、成唯識論〔成〕)に出現する語は夫々の欄に○印を表示する。なお一段目に掲げた図書寮本名義抄の標出語には、玄応注の被注字に傍線を施す。また一段目には、図書寮本名義抄に玄応注以外に慈恩注(茲)、中算注(中)、真興注(真)、公任注(大般若経字抄)(公)、明憲注(憲)の引用がある場合はそれを表示する。三段目には玄応音義における掲出巻を丸数字で表示するが、巻六、二十二については他と区別して四角で囲んだ数字とする。備考欄には、巻六、二十二の標出語が採られていない場合それを参考に掲げる。また\*印についても注記を施している。なお、標出語の頭に附した通し番号は前節に続け、先に既に掲げた例についても便宜上番号を付け直すがこの場合先の番号を備考欄に示した)。

	〔図書寮本名義抄〕	〔慈恩注等〕	〔玄応音義の掲出巻〕	〔瑜〕	〔大〕	〔法〕	〔成〕	〔備考〕
(19) 諂曲 (88)		茲真	6	○	○	○	○	
(20) 憤夷 (250)		茲真	2 3 6 14 22 23	○	○	○	○	(11)
(21) 除愈 (247)		茲真	2 6 14	○	○	○	○	休愈 22
(22) 充足 (119)			2	○	○	○	○	
(23) 一滴 (50)		真*	6	○	○	○	○	*前項「一滴」に慈恩、中算あり
(24) 漑灌 (9)		公真憲*	1 2 3 10 14 22	○	○	○	○	(10) *明憲は下字注
(25) 染汗 (14)		中茲真	25	○	○	○	○	汗穢 6 *中算は上字注
(26) 瀑流 (51)		真	25	○	○	○	○	
(27) 池沼 (31)		真公	1 18 22 25	○	○	○	○	
(28) 洩唾 (37)		公	2 17 24	○	○	○	○	唾洩 22 (瑜伽師地論本文「唾香洩香」)







大般若経にも出現する語である点も注意される。即ち、先の拙稿において、玄応音義と真興大般若経音訓に共通する標出語が採られる場合が多かつたことを推定し(第一節(c)参照)、實際この(19)〜(38)は大部分が真興注を引用しているが、これらの標出語が選択されたことについては、大般若経音訓と共通することのほか、瑜伽師地論に出現する語であることも考慮されている可能性があると見て良いのではなからうか(慈恩注に関わる法華経に出現する語も多少含まれているが)。加えて、(19)〜(38)の大半が、玄応音義において二回以上掲出の標出語であることも、上の検討結果と関連して注意されよう(22)と思う。また、これらの中には、玄応音義卷二十二の標出語は採られていなくても、他巻の、瑜伽師地論にも出現する語が採られている例(21)(28)(30)(35)が存することも注目されよう。

なお、法華経に出現する語は全部で12例、成唯識論に出現する語は6例とさほど多くないが、これは經典本文の量とも関係がある(23)。

ともかくも、凶書寮本名義抄が玄応音義の標出語を採録するに際しては、瑜伽師地論の語であることが、大般若経や法華経の語(或いは成唯識論もか)と共に、かなり重視されたらしいことが窺われる。

ところで、瑜伽師地論の語という観点で凶書寮本名義抄の標出語を眺めると、玄応注を引用していない標出語の中にも、瑜伽師地論に出現する語がかなり多く見出される。詳細は今後の課題であるが、これらにはやはり真興注を引用するもの比較的多く、それらは直接には真興大般若経音訓によつて見られるかと思われ、右述同様注目して良からう。また、明憲注を引用して、明憲撰書によると考えられる成唯識論の語を掲げるものの中にも、瑜伽師地論にも出現する語がかなり存在する(「馳流」18頁、「渉入」54頁、「躁擾」115頁、「妬忌」250頁、「忿違」266頁、「委細」298頁、「絃管」320頁等。以上大般若経、法華経には見出されず)。

更に注目される標出語として、次のような例が指摘される。

〔凶〕 堅硬益云五更切堅一亦作鞭アラシ集フトシ(石部一五六頁)

〔図〕 依憑・私云白隱又依、盛、並、太、貪、怒、アツラフ タノム サカリニ異 (心部二六六頁)

〔図〕 緝綴玉云且入又綴、明、光、(糸部三二六頁)

右の標出語はいずれも瑜伽師地論に出現する語であり、筆者の見落しが無いとすれば大般若経、法華経、成唯識論には見出されない。勿論、仏経典類に限ってもこれらの語が瑜伽師地論のみに出現するとは考えにくい上、もし瑜伽師地論の語を掲げたものであるとしても、どのような経路によったものか未詳であるが(注文の「益」は大広益会玉篇、「弘」は篆隸萬象名義、「方」は蔣飭切韻、「玉」は玉篇)、注目しておいて良からう。また、

〔図〕 紹繼广市統又一繼、謂繼續先宗、論法曰疏遠繼位曰一玉云緩、取、ツク書 アサムク後 眞云セウ(糸部三〇〇頁)

は玄応注の引用があるが、巻二「紹三」、巻八「紹隆」、巻二十三「將紹」の注を採ったもので、玄応音義に「紹繼」の掲出はなく、しかも右四經典の中では瑜伽師地論にしか見出されなかつた語である。なおこの例の場合、注文に引用されている「信」即ち信行に瑜伽師地論音義が存したらしいので、それに拠っている可能性もある。

以上のように考えて行くと、玄応音義に拠ると考えられる標出語に止らず、図書寮本名義抄全体の標出語の性格について、瑜伽師地論等との関係を含め、更に検討して行く必要があると思われる。

(2)

以上、図書寮本名義抄が玄応音義の標出語を選択して採る場合、巻二十二掲出を中心に瑜伽師地論の語は概して重視されたのではないかという視点を中心にして述べて来た。これは、大般若経等の語も概して良く選択されていることや(但しこの点は玄応音義以外の引用文献にも関わるが)、玄応音義に複数回出現する語も良く採られていることを勘案すれば、經典中の、特に主要な經典中の重要な語や触れることの多い語が、より良く選択される傾向があつたと見られよう。

しかし、このような状況の中にありながら、その一方で、玄応音義巻二十二の標出語の中にも採られていないものが20例存することも事実である(表1参照)。この内右述の(21)(28)(30)(35)、更に大般若経の語(一部法華経も)の方が優先され

たと見られる(69)(73)(76)を除いても、更に13例残ることになる。これらについては恐らく、一々の語の性格を、採用された方の語と共に精査して行く必要があると思われるが、注意して良いと思われるものとして次が指摘される(卷二十二の標出語に対応する瑜伽師地論本文も参考に掲げ、注(20)本文の返点・句点をそのまま記しておく)。

〔図書寮本名義抄〕

〔玄心音義〕

〔瑜伽師地論〕

	(採用)	(不採用)	
(82) 譴責 (86)	譴責③⑨	不譴②②	譴崇②⑩
(83) 寶渚 (41)	寶渚⑭	或渚②②	水渚⑭⑮
(84) 隕下 (206)	隕下②⑩	而隕②②	洲渚②④
(85) 泯然 (36)	泯然④⑧	泯一②②	雙泯②③
(86) 城隍 (210)	城隍⑧	隍隍②②	隍城④
			隍池②①
			超 <sub>レ</sub> 隍隍 <sub>レ</sub> 塹 <sub>レ</sub> …越 <sub>レ</sub> 隍塹 <sub>レ</sub> (卷八十七9中)
			不 <sub>レ</sub> 譴 <sub>レ</sub> 於 <sub>レ</sub> 他 <sub>レ</sub> 。 (卷四十四538下)
			或 <sub>レ</sub> 草 <sub>レ</sub> 或 <sub>レ</sub> 薪 <sub>レ</sub> …或 <sub>レ</sub> 山 <sub>レ</sub> 或 <sub>レ</sub> 渚。 (卷二十七430中)
			衆 <sub>レ</sub> 星 <sub>レ</sub> 晃 <sub>レ</sub> 耀 <sub>レ</sub> 交 <sub>レ</sub> 流 <sub>レ</sub> 而 <sub>レ</sub> 隕。 (卷三十七496上)
			離 <sub>レ</sub> 諸 <sub>レ</sub> 愛 <sub>レ</sub> 味 <sub>レ</sub> …泯 <sub>レ</sub> 一切 <sub>レ</sub> 相。 (卷四十三527下)

右の内、(82)(83)(84)の卷二十二の「不譴」「或渚」「而隕」は、いずれも一語というより句といふべきものであり、常套句や特別の意味を持ったものなどでない限りは、一語として、より熟している方が採用され易かったものと考えられよう。(85)(86)の「泯一」「隍隍」に至っては、句とも言い難い単なる漢字の連続であり、これは、玄心音義において単字に注する際、単にその字の所在を明示するために前後の一字と共に掲げられたと見られるものである。図書寮本名義抄の標出語は、これまでも述べて来た如く語の性格や素姓に偏りはあると考えられるが、飽くまでも特定の經典の音義ではなく字書であるので、「泯一」「隍隍」の如き標出語が採用されなかつたのは、むしろ当然とも言えよう。<sup>(26)</sup> なお(82)(85)は、採用されたのが二回掲出の標出語であることも関わっているよう。

右のような点については、卷二十二の標出語のみではなく、本稿で検討対象とした全22例においても、その観点から検討してみる必要があるが、今回はひとまず卷二十二乃至瑜伽師地論の語に関連して浮上した問題として、ここに指摘

しておく。

## 六、今後の課題

以上の検討によって明らかにされたのは、図書寮本名義抄が玄応音義の標出語を選択して採録する場合、

(i) 玄応音義に二回以上掲出されている標出語は採られる傾向が強い。

(ii) 玄応音義卷二十二(瑜伽師地論の音義)の標出語は他巻に比べると良く採られる傾向にあり、他巻掲出の瑜伽師地論に出現する語も良く採られる傾向が窺われる(ほか大般若経、法華経に出現する語なども同傾向にある)。

(iii) 語として熟していないものは採られにくい傾向が窺われ、特に、經典中の位置を表示するためのみの二字の連続は、その傾向が著しいと見られる。

という点である。なお、今回は検討対象から除外した例に含まれることになるが、玄応音義において上接字、下接字の両者に対して注があり、両字とも同一部首に所属する場合は、その標出語が他の標出語に優先して、上接字、下接字両字の注と共に採られることが多いようである(第二節(ハ)と注(12)参照)。

これらの諸点の持つ意味については、逐次推定を行った所である。この内(ii)については、先にも触れた如く、瑜伽師地論が成唯識論と共に法相宗の根本的經典である点に関わっていると考えられ、明憲撰書によると見られる成唯識論の語が、玄応音義、中算釈文、真興音訓の標出語に優先して掲げられている例のあること(注(ウ)拙稿、本稿第一節(d)とも、併せ考えるべきであろう。但しいずれにしても、右の三点(特に(i)(ii))の内いずれが優先されているのかという問題が更に存在する。これについては上の検討の中でも窺われるように、明確な規準は見出し難く、取捨選択の対象となった夫々の「標出語群」の中で、右のような諸点が相互に勘案されて選択が行われたようであると、少くとも現段階では言わざるを得ない(i)と(ii)が重なる例も少なくない)。

また、右のような点が標出語の選択に際して勘案されているとしても、これらの観点によつては処理出来ない例が、実は多数存在することも残された問題となる。即ち、取捨選択の対象の「標出語群」の中に、二回以上掲出のものもなく、巻二十二に掲出のものや瑜伽師地論、大般若経、法華経などに出現する語もないような場合、どのような標出語が選択されたのかという問題である。ただ、右の(i) (ii) (iii)が関与する場合も含め、限定された「標出語群」の中からいずれか一つ(原則として)が選ばなければならないわけであるから、その内部の標出語の間で軽重が計られているわけであり(但し他出典の標出語が採られる例や単字標出にされている例も比率は低いながら存在するが)、多分に相対的な面の強いことも考慮しておく必要がある。従つて、全体に一貫した明確な規準を見出すのは相当に困難であることも予想される。また右述の如く、玄応注を引きながら単字標出になっている例も例外的に存し、これらが、以上の諸点にも照らして、どういう事情によつていると考えられるのかも今後の検討課題である。

一方、瑜伽師地論の語に関連して上にも述べた如く、圖書寮本名義抄の標出語(乃至標出字)の全体について、性格や素姓を検討して行くことも、今後に残された大きな課題である。

## 注

- (1) 吉田金彦「圖書寮本類聚名義抄出典攷(上)」(訓点語と訓点資料第二輯、昭和29・8)。宮澤俊雅「圖書寮本類聚名義抄と妙法蓮華経釈文」(『選解記念国語学と国語史』昭和52・9)の注(2)も参照。
- (2) 池田証寿「圖書寮本類聚名義抄と玄応音義との関係について」(国語国文研究第八十八号、平成3・3)。なお、注文の採録順位が上位の他出典によつて同内容の注文が採られたため結果的に不採となった場合も含む。また、一条の注文中の一部分(字体注等)が外されて採録される場合も含む。
- (3) 原卓志・山本秀人「圖書寮本類聚名義抄における玄応一切経音義引用の態度について」(鎌倉時代語研究第六輯、昭和58・3)。
- 5)、「拙稿」圖書寮本類聚名義抄における標出語の採録法について——注文の出典との関連を視点に——(『小林芳規博士国語学論集』平成4・3)。

(4) 勉誠社刊写真複製本による。用例の表記に当っては、朱点(声点を含む)は引用頭を示す「・」以外省略し、割書の更に下位の割書は( )に括って表記する。

(5) 古辞書音義集成所収の大治本の写真複製により、大治本に欠く卷三〜八は同附載の高麗蔵本による。

(6) 玄応音義を含む各出典について比較考察を行った論考として、吉田金彦「図書寮本類聚名義抄出典攷(上)(中)(下)」(訓点語と訓点資料第二輯・第三輯・第五輯、昭和29・8・昭和29・12・昭和30・10)、玄応音義の注文の引用法についての論考(乃至それを含むもの)として、小林芳規「一切経音義解題」(古辞書音義集成「一切経音義」昭和56・7)、原卓志・山本秀人、注(3)論考、池田証寿①、注(2)論考、同②「図書寮本類聚名義抄所引玄応音義対照表(上)(下)」(信州大学人文学部人文科学論集第25号・第26号、平成3・3・平成4・3)がある。他の出典(乃至総合的なもの)では、築島裕「図書寮本類聚名義抄と和名類聚抄」(国語と国文学、昭和38・7)、宮澤俊雅①「図書寮本類聚名義抄に見える篆隸万象名義について」(訓点語と訓点資料第五十二輯、昭和48・7)、同②、注(1)論考、同③「図書寮本類聚名義抄と倭名類聚抄」(古稀記念国語研究論集「昭和61・10」、同④「図書寮本類聚名義抄と篆隸万象名義」(訓点語と訓点資料第七十七輯、昭和62・3)、同⑤「図書寮本類聚名義抄と法華音訓」(北国国語学論集「二十周年記念論集」辞書・音義「昭和63・3」、同⑥「図書寮本類聚名義抄の注文の配列について」(退官記念国語学論集「平成4・3」、望月郁子①「図書寮本『類聚名義抄』所引の『和名類聚抄』——『和名類聚抄』諸本との対比一覽——」(静岡大学教養部研究報告人文科学篇第14号、昭和54・3)、同②「図書寮本『類聚名義抄』における『篆隸万象名義』の扱い方——改竄本におけるそれとの対比のために——」(訓点語と訓点資料第七十五輯、昭和60・10)①②とも『類聚名義抄の文献学的研究』平成4・2に所収)、池田証寿・小助川貞次・浅田雅志・宮澤俊雅「法華釈文並類聚名義抄引慈恩釈対照表」(北国国語学論集「二十周年記念論集」辞書・音義「昭和63・3」、拙稿「図書寮本類聚名義抄における真興大般若経音訓の引用法について——飯山文庫蔵慈心抄所引の真興大般若経音訓との比較より——」(訓点語と訓点資料第八十五輯、平成2・9)などがある。

(7) これを直接のテーマとした論考としては注(3)拙稿があり、原卓志・山本秀人、注(3)論考においても標出語の対応関係が考慮されている。また池田証寿、注(6)論考②は注(6)の対応する標出語の対照表となっており、標出語の対応関係が一覧出来る。

(8) 注(3)拙稿。

(9) 注(9)の引用頻度の高い主要八出典——玄応音義・玉篇・篆隸万象名義・真興大般若経音訓・和名類聚抄・東宮切韻・中算法華經釈文・慈恩撰書の注(9)の採録順位が、ほぼ、慈恩撰書・篆隸万象名義・玄応音義・中算釈文・真興音訓・玉篇・東宮切韻・和名類聚抄の順であることが、宮澤俊雅、注(1)論考・注(6)論考③④⑤、望月郁子、注(6)論考②、池田証寿、注(2)論考、

図書寮本類聚名義抄における玄応一切経音義の標出語の撰取法について

注(6)拙稿によって明らかにされている。

- (10) 明憲注の採録順位は少くとも中算よりも上位と見られる(注(3)拙稿)。この点は注文の配列の傾向からも窺われる(宮澤俊雅、注(6)論考⑥)。

- (11) 単字に対する注を中心としながらも、語に対する注も多少含む例、乃至はそのように見得る例も間々存するが、このような例も原則として対象に含める。

- (12) 玄応音義において上接字、下接字夫々に対して注があり、その上接字、下接字が共に同一部首に所属する字である場合は、このように図書寮本名義抄においてその標出語がそのまま採られる場合が多いようである。なお玄応音義において上接字、下接字夫々に対して注がある場合であっても、そのいずれか一方の注のみが図書寮本名義抄に引かれる場合は(上接字と下接字との所属部首が異なる場合が多い)、(1)の対応関係になつていれば検討対象となる。

- (13) 本稿の検討に際しては、池田証寿、注(6)論考②の対照表をも参考にした。

- (14) 玄応音義では単字に対する注を掲げる場合でも、総て二字の標出語として見出を掲げるが、実際にはこれらの中には經典におけるその字の位置を示すために二字の連続で掲げたに過ぎない、厳密には標出語とは言い難いものも少からず存する。が、便宜上一括して標出語と称して扱うこととする。なお、後述第五節(2)において、これに関連した考察を行っている。

- (15) 上掲(表1)の数值は、取捨選択される対象となつた総ての玄応音義の標出語の数であるので、図書寮本名義抄における、採録された標出語の数(即ち検討対象とした図書寮本名義抄の標出語の数であり、図書寮本名義抄と玄応音義との標出語の対応の組の数でもある)とは一致しないが、(表2)の数值は、図書寮本名義抄と玄応音義との標出語の対応の組の数と一致することに於けるため、図書寮本名義抄における、採録された標出語の数(ここでは合計76例(8例(11)68例)と一致する。

- (16) 「皺襖」については、これが巻二十二に掲出されていることも関わっていると思われる。
- (17) 但し同一の標出語が巻三に二回出現する例があり(後掲第五節(2)「不憚」)、この例も統計上巻三の(E)に2例として計上されている。

- (18) 大乘論として般若燈論以下十八論の音義を収める。

- (19) 巻二十二の(F)の数值が高くなることに関連しては、玄応音義に二回以上出現する標出語がありながらも、それを差置いて巻二十二のみに出現する標出語が採られる場合(例えば上掲(3)「襲師」、後掲(18)「纒入」)が、他の巻よりも多いことが予想される。そこで上掲(表2)の(D)、即ち玄応音義に二回以上出現する標出語が採られず、一回のみ出現する標出語の方が採られている例合計19例について、その場合に採られている方の標出語を巻別に見ると次表の数值となる(用例数0の巻は除外)。

玄応音義の巻	
二回以上出現する標出語よりも優先して採られている一回のみ出現する標出語	
1	①
1	③
1	④
3	⑤
2	⑦
1	⑨
1	⑩
1	⑭
1	⑮
1	⑲
5	㉒
1	㉓
19	合計

全体的に僅かな数ではあるが、やはり巻二十二が最も多くなっている（この表の数値は〈表3〉(F)の内数となる）。

(20) 以上、瑜伽師地論、大般若経、法華経、成唯識論はいずれも<sup>大正</sup>新脩大藏経所収による。

(21) 例えば(20)「慣吏」については玄応音義巻二に下接字の注(図書寮本名義抄には引かず)として「経文作間俗字也」とあり(他巻も同趣の注あり)、瑜伽師地論以下三経典も注(20)本文によればいずれも「慣閑」である。以下このような例も一致と見る

(22) 「一滴」も三経典は「一滴」に作る。

(23) なおこの表に掲げられた標出語には、巻二十二以外では、玄応音義巻三、次いで巻二に掲出されているものが多く、巻三に13例、巻二に10例ある。更にこの内瑜伽師地論と大般若経との両経に出現する語であるものが、巻三は8例、巻二は7例に及ぶ。上掲〈表1〉の(A)の巻一、巻三の数値が比較的高くなつたことには、この点も関わつていそうである。またこれらには玄応音義において二回以上掲出の例が多いことから、〈表3〉(E)の両巻の数値を高めることにも関わつていそうである。

(24) 第二節(二)に述べた、玄応注が表面に現れていない例を加えれば、法華経に出現する語はもう少し増えることになる。

(25) 吉田金彦、注(6)論考参照。なお、図書寮本名義抄に引用されている瑜伽師地論の音義・注釈書として明らかなものに、慈恩の瑜伽師地論略纂がある(吉田金彦、右論考、宮澤俊雅、注(6)論考⑤、池田証寿・小助川貞次・浅田雅志・宮澤俊雅、注(6)論考)が、引用数は十例に満たない。

(26) 「洲渚」は図書寮本名義抄に、「洲」字に対する順注(和名類聚抄)、真興注を掲げる標出語としては掲出されている(四一頁)。

(27) 同様の例として、慈恩法華経音訓が法華経「而被法服」に対して「而被」、「被精進鎧」に対して「被精進」を掲げ、玄応音義巻六は後者に対して「被精」を掲げるのに対して、図書寮本名義抄は玄応音義巻二、三の「被服」を掲げる例(上掲③)がある。

〔附記〕 本稿は、第十七回鎌倉時代語研究集会(平成4・8、於広島大学)における同名の口頭発表を基に纏めたものであり、第六十七回訓点語学会(平成4・10、於大分文化会館)においてもほぼ同趣の口頭発表「標出語から見た図書寮本類聚名義抄

における玄応一切経音義の攝取法について」を行っている。また本稿は、原卓志氏との共同研究による注(3)論考、同じく口頭発表「圖書寮本類聚名義抄における標出語の攝取法について」(第十二回鎌倉時代語研究集会、昭和62・8、於広島大学)を受けるものであり、かつて原氏と共同で採取した用例カードを、同氏の快諾の下に今回使用したことを明記する。